

市議案第120号

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、自己情報の開示に係る手数料を徴収しないこととするとともに、開示決定等の期限その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 実施機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び消防長をいう。）及び財産区（以下「実施機関等」という。）は、保有している法第74条第2項第9号に規定する個人情報ファイル（以下「条例個人情報ファイル」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 条例個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関等の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 条例個人情報ファイルの利用目的

(4) 条例個人情報ファイルに記録される項目（以下「条例記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名，生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(5) 条例個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「条例記録情報」という。）の収集方法

(6) 条例記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨

(7) 条例記録情報を当該実施機関等以外の者に経常的に提供する場合には，その提供先

- (8) 法第76条第1項，法第90条第1項又は法第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは，その旨
- (10) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は，条例個人情報ファイルであつて，法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号並びに法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイルについては，適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず，実施機関等は，条例記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し，又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより，利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは，その条例記録項目の一部若しくは事項を記載せず，又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は，開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし，法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関等は，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，実施機関等は，開示請求者に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため，開示請求があつた日から44日以内にその全てについて

開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度1回各実施機関等における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項中豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例(平成元年豊中市条例第7号)第3条第1項の改正規定は、令和5年8月24日から施行する。

2 豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)は、廃止する。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項

の規定による廃止前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条，第32条又は第42条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示，訂正又は削除等については，なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第51条の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する苦情の申出については，なお従前の例による。

5 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

6 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため」を「の適正かつ円滑な運営を図るとともに，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第129条に規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため」に改める。

第2条第1項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第号。以下「保護条例」という。）第3条第1項」に，「審議する」を「調査審議し，その意見を答申するものとする」に改め，同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1）情報公開制度の運営に関する重要事項

（2）保護条例の改正又は廃止に関する重要事項

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「13人」を「9人」に改める。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員は、第2条の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第6条中「審議」を「調査審議」に改める。

7 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第3条第2項の規定により委嘱された豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年8月23日までとする。

8 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成元年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第52条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改める。

第5条第1項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第号）第3条第1項」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（他の法令との調整）

第12条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第5条第4項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項から第6項まで並びに第10条の規定にかかわらず、法及び行政不服審査法の規定による。

2 前項の場合において、第8条第1項中「若しくは第4項

又は前条の規定による意見書」とあるのは「又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と読み替えるものとする。

- 9 豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第 号）第3条第1項」に、「同条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

- 10 次に掲げる条例の規定中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

- (1) 豊中市立養護老人ホーム条例（平成24年豊中市条例第52号）第13条第2号
- (2) 豊中市立青少年自然の家条例（平成20年豊中市条例第13号）第22条第2号
- (3) 豊中市立母子父子福祉センター条例（昭和51年豊中市条例第32号）第20条第2号
- (4) 市民ホール条例（昭和43年豊中市条例第20号）第23条第2号
- (5) 豊中市立伝統芸能館条例（平成7年豊中市条例第18号）第22条第2号
- (6) 豊中市立市民ギャラリー条例（平成13年豊中市条例第42号）第23条第2号
- (7) とよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号）第21条第2号
- (8) とよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号）第21条第2号

- (9) 豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号）第23条第2号
- (10) 豊中市立火葬場条例（平成26年豊中市条例第68号）第19条第2号
- (11) 豊中市立環境交流センター条例（平成17年豊中市条例第32号）第21条第2号
- (12) 文化施設等自動車駐車場条例（平成12年豊中市条例第43号）第19条第2号
- (13) 市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号）第45条第1号



市議案第121号

豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例の設定  
について

豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように設定  
するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

危機管理課及び人権政策課を移管するとともに，課及び部の  
事務分掌を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊中市事務分掌条例（昭和37年豊中市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p><u>人権政策課</u></p> <p>総務部</p> <p>都市経営部</p> <p>都市活力部</p> <p>環境部</p> <p>財務部</p> <p>市民協働部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部</p> <p>こども未来部</p> <p>都市計画推進部</p> <p>都市基盤部</p> <p>第2条 前条の部及び課における分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p>(1) <u>危機管理に関すること。</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>都市経営部</p> <p>都市活力部</p> <p>環境部</p> <p>財務部</p> <p>市民協働部</p> <p>福祉部</p> <p>健康医療部</p> <p>こども未来部</p> <p>都市計画推進部</p> <p>都市基盤部</p> <p>第2条 前条の部における分掌事務は、次のとおりとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>人権政策課</u></p> <p>(1) <u>人権文化のまちづくりに関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 法務及び公正な職務執行に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事，給与，研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 統計及び文書に関すること。</p> <p>(4) <u>情報公開及び情報政策に関すること。</u></p> <p>(5) 事務管理及び組織管理に関すること。</p> <p>(6) 契約及び検査に関すること。</p> <p>(7) <u>他の部及び課に属しないこと。</u></p> <p>都市経営部</p> <p>(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 行政改革に関すること。</p> <p>(3) 秘書及び交際に関すること。</p> <p>(4) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(5) <u>市有財産の有効活用の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>都市政策の調査研究に関すること。</u></p> <p>財務部</p> <p>(1) 市議会に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p>	<p>総務部</p> <p>(1) 法務，<u>情報公開及び公正な職務執行</u>に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事，給与，研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 統計及び文書に関すること。</p> <p>(4) <u>事務管理及び組織管理</u>に関すること。</p> <p>(5) 契約及び検査に関すること。</p> <p>(6) <u>他の部に属しないこと。</u></p> <p>都市経営部</p> <p>(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 行政改革に関すること。</p> <p>(3) <u>デジタル社会の形成</u>に関すること。</p> <p>(4) 秘書及び交際に関すること。</p> <p>(5) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(6) <u>危機管理</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>都市政策の調査研究</u>に関すること。</p> <p>財務部</p> <p>(1) 市議会に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3) 市税及び府民税の賦課及び収納に関する事。</p> <p>(4) 固定資産の評価に関する事。</p> <p>(5) 税以外の未収金の徴収に関する事。</p> <p>(6) 市有財産の管理に関する事。</p> <p><u>(7)</u> 施設、設備及び土地の取得、保全及び処分に関する事。</p> <p>市民協働部</p> <p>(1) 地域自治に関する事。</p> <p>(2) 市民公益活動に関する事。</p> <p><u>(3)</u> 戸籍、住民基本台帳その他の市民生活に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 雇用、就労その他の生活支援及び消費生活に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 出張所に関する事。</p> <p>こども未来部</p> <p>(1) <u>子育て・子育ての支援</u>に関する事。</p> <p>第4条 第1条に規定する部及び課の内部の事務分掌並びに公の施設又は事業所の事務分掌は、市長が定める。</p>	<p>(3) 市税及び府民税の賦課及び収納に関する事。</p> <p>(4) 固定資産の評価に関する事。</p> <p>(5) 税以外の未収金の徴収に関する事。</p> <p>(6) 市有財産の管理に関する事。</p> <p><u>(7) 市有財産の有効活用の総合企画及び調整</u>に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 施設、設備及び土地の取得、保全及び処分に関する事。</p> <p>市民協働部</p> <p>(1) 地域自治に関する事。</p> <p>(2) 市民公益活動に関する事。</p> <p><u>(3) 人権文化のまちづくり</u>に関する事。</p> <p><u>(4)</u> 戸籍、住民基本台帳その他の市民生活に関する事。</p> <p><u>(5)</u> 雇用、就労その他の生活支援及び消費生活に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 出張所に関する事。</p> <p>こども未来部</p> <p>(1) <u>子ども</u>に関する事。</p> <p>第4条 第1条に規定する部の内部の事務分掌及び公の施設又は事業所の事務分掌は、市長が定める。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第122号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例の設定について

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

子育て部分休暇を新設するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(休暇の種類)</p> <p>第9条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第27条 特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、市規則で定めるとこ</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第9条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>とする。</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第26条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 第5条の規定による育児時間又は前条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p><u>4 子育て部分休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第27条 特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>については、市</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
ろにより、任命権者の承認を受けなければならない。	規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第17条第2項中「又は同条例」を「、同条例」に、「よる介護時間」を「よる介護時間又は同条例第26条の3の規定による子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。
- 3 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第15条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が小学校その他管理者が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

市議案第123号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙運動に係る公費負担の限度額を改正するため、提案するものである。



豊中市条例第 号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、前条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づいて、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合は、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、前条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づいて、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合は、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>当該契約に基づいて当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 5 6 0円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ビラの作成を業とす</p>	<p>当該契約に基づいて当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 7 0 0円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ビラの作成を業とす</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>る者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者(前項の規定による届出をした者に限る。)が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>5 2 5 円 6 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 0, 5 0 0 円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合は、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第6条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7 円 5 1 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第1 4 2条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額</p>	<p>る者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 市は、候補者(前項の規定による届出をした者に限る。)が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 6, 2 5 0 円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合は、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第6条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7 円 7 3 銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第1 4 2条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数)を乗じて得た金額</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(3) (省 略)	(3) (省 略)

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し，施行日の前日までにその期日を告示された選挙については，なお従前の例による。

市議案第124号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の算定基礎となる床面積の合計の算定方法その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係</p> <p>表の部分（省 略）</p> <p>備考</p> <p><u>1～8</u>（省 略）</p> <p><u>9</u> この表の1の項及び3の項から5の項までにおいて「床面積の合計」とは、<u>認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について建築物の低炭素化誘導基準に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第31において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この表及び別表第31において同じ。）に共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この表において同じ。）の設計一次エネルギー消費量を含まない場合（以下この表において「共同住宅</u></p>	<p>別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係</p> <p>表の部分（省 略）</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> この表において「共用部分」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第31において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。</u></p> <p><u>2～9</u>（省 略）</p> <p><u>10</u> この表の1の項及び3の項から5の項までにおいて「床面積の合計」とは、<u>認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、第55条第1項に規定する変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に 係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共 用部分の床面積(以下この表及び別表第3 1において「住宅共用部分の 床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、第5 5条 第1項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加 を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床 面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に 係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた 床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅 等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の 部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面 積)の合計に0. 5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u></p> <p>10 (省 略)</p> <p>11 <u>備考の8及び備考の1 0に定めるもののほか、この表の2の項の(1) の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、 豊中市建築基準法施行条例第6 4条第1 0項の規定の例による。</u></p> <p>別表第3 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成2 7年法 律第5 3号)関係</p> <p>表の部分 (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3) までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をい</p>	<p>11 (省 略)</p> <p>12 <u>備考の9及び備考の1 1に定めるもののほか、この表の2の項の(1) の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、 豊中市建築基準法施行条例第6 4条第1 0項の規定の例による。</u></p> <p>別表第3 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成2 7年法 律第5 3号)関係</p> <p>表の部分 (省 略)</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表において「共用部分」とは、省令第4条第3項第1号に規定す る共用部分をいう。</u></p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3) までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をい</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>う。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> (第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p><u>2～11</u> (省 略)</p> <p><u>12</u> この表の1の項, 3の項及び4の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築の判定等であって、当該増築又は改築に係る建築物のうち当該増築又は改築をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する<u>設計一次エネルギー消費量</u>及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>13</u> (省 略)</p> <p><u>14</u> この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の<u>設計一次エネルギー消費量</u>を算出する場合（以下この表において「共同</p>	<p>う。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p><u>3～12</u> (省 略)</p> <p><u>13</u> この表の1の項, 3の項及び4の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築の判定等であって、当該増築又は改築に係る建築物のうち当該増築又は改築をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する<u>設計一次エネルギー消費量</u>（以下この表において「<u>設計一次エネルギー消費量</u>」という。）及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>14</u> (省 略)</p> <p><u>15</u> この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の<u>誘導設計一次エネルギー消費量</u>（省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下</p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から<u>当該部分に係る住宅共用部分の床面積</u>を除いた床面積)の合計をいう。ただし、第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>15 (省 略)</p> <p>16 <u>備考の11及び備考の15</u>に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p>17 (省 略)</p> <p>18 この表の11の項において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る<u>部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部</u></p>	<p><u>この表において同じ。)</u>に共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合(以下この表において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から<u>当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下この表において「住宅共用部分の床面積」という。)</u>を除いた床面積)の合計をいう。ただし、第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>16 (省 略)</p> <p>17 <u>備考の12及び備考の16</u>に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p>18 (省 略)</p> <p>19 この表の11の項において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る<u>建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量に共用部分の設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p data-bbox="259 268 1095 347">分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。</p> <p data-bbox="230 464 454 489"><u>19・20</u> (省 略)</p>	<p data-bbox="1216 268 2067 440">費量に関する基準に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。</p> <p data-bbox="1187 464 1411 489"><u>20・21</u> (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第125号

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市立庄内こども園を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

豊中市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年豊中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表第1			別表第1		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(省 略)			(省 略)		
豊中市立庄内こども園	豊中市大黒町3丁目19番 27号	70人			
(省 略)			(省 略)		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第126号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

診療科目の専門性を明確にするとともに，形成外科を市立豊中病院の診療科目に追加するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>神経内科</u></p> <p>(3)～(7) (省 略)</p> <p>(8)～(10) (省 略)</p> <p>(11) <u>消化器外科</u></p> <p>(12)～(25) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>内分泌・代謝内科</u></p> <p>(3) <u>呼吸器内科</u></p> <p>(4) <u>血液内科</u></p> <p>(5) <u>腎臓内科</u></p> <p>(6) <u>脳神経内科</u></p> <p>(7)～(11) (省 略)</p> <p>(12) <u>消化器外科</u></p> <p>(13) <u>呼吸器外科</u></p> <p>(14) <u>乳腺外科</u></p> <p>(15)～(17) (省 略)</p> <p>(18) <u>形成外科</u></p> <p>(19)～(32) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第127号

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの指定管理者の指定について

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）11月29日提出

豊中市長 長内 繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか	箕面市白島3丁目5番50号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	令和5年（2023年） 4月1日から 令和8年（2026年） 3月31日まで

（提案理由）

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。



### 指定管理者の候補者選定の概要

	<b>施設名</b>	豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか	
	<b>所在地</b>	大阪府豊中市新千里南町3丁目2番地の122	
	<b>施設の概要</b>	設置目的：居宅において養護を受けることが困難な老人の福祉の向上を図るため 敷地面積：2,354.82㎡ 延床面積：3,816.61㎡ 建物構造：鉄筋コンクリート造 地上5階（屋上含む）地下1階 定員：入所定員70名、短期入所定員5名 休所日：年中無休	
選定方法に関する概要	<b>選定の方法</b>	特定団体からの提案を審査	
	<b>特定団体から提案を求める理由</b>	当該施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等との複合型施設であり、効率的な維持管理や効果的な事業実施のために一元的な管理運営を実施することが望ましい。また、当該施設の現入所者への配慮の観点からも安定したサービス提供を継続することが必要であるため、非公募で提案を求めるものである。	
	<b>特定団体</b>	団体名：社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 所在地：大阪府箕面市白島3丁目5番50号 代表者：理事長 行松 英明	
	<b>上記団体を特定した理由</b>	特定団体は現指定管理者として入所者へサービス提供を行っており、今後も切れめのない安定した継続的なサービス提供が可能である。また、当該施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等との複合型施設という特性上、特定団体による一元的な管理運営を行うことで施設全体の効率的な維持管理や効果的な事業実施が実現できるため。	
	<b>現地説明会</b>	特定団体が現指定管理者であるため省略	
	<b>提案書類提出期限</b>	令和4年（2022年）9月6日	
	<b>提案要項の概要</b>	<b>業務内容</b>	【運営業務】 ・環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助等を行う業務 ・基本的生活習慣に不安があり、支援を必要とする高齢者を一時的に入所させ、生活習慣の指導を行う業務 【施設の維持管理業務】 清掃、警備、建物内維持修繕等 【その他】 事業計画書及び報告書等の作成、モニタリング及び年度評価の実施等
		<b>提案書類</b>	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）等
<b>指定期間</b>		令和5年（2023年）4月1日から 令和8年（2026年）3月31日まで	

選定評価委員会に関する概要	委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学識経験者 梅谷 進康 桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 教授</li> <li>●学識経験者 川東 光子 桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 兼任講師</li> <li>●事業運営に必要な専門的知識を有する者 関川 雅世 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 評価決定委員会 委員長</li> <li>●財務面に関する有資格者 岩佐 伸彦 税理士</li> <li>●労務面に関する有資格者 石倉 久史 社会保険労務士</li> </ul> <p style="text-align: right;">(計 5 名)</p>												
	審議経過	<p>第 1 回選定評価委員会【令和 4 年(2022 年)8 月 30 日開催】 提案要項、審査基準の決定</p> <p>第 2 回選定評価委員会【令和 4 年(2022 年)9 月 22 日開催】 書類審査、ヒアリング審査、採点、候補者の決定</p>												
	審査方法	提案書類に基づく書類審査及びヒアリング審査												
	採点結果	<p>社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 <span style="float: right;">903.08 点</span></p> <p style="text-align: right;"><b>【1,000 点満点】</b></p>												
候補者の選定理由	<p>社会福祉法人大阪府社会福祉事業団は、入所者の意思及び人格を尊重し、その尊厳を守るとともに自立支援に向けた質の高いサービス提供を通じて、活力ある高齢社会及び人権が尊重される社会の実現に寄与することを基本理念とし、その実現に向けた施設運営の実績は、公共の利益を増進し、地域福祉に貢献しようとする姿勢や要援護者の多様なニーズに対応しようとする姿勢がみられた。また、入所者の自立支援やセーフティネット機能等、当該施設の果たすべき役割を理解したうえで提案がなされていることなどから、総合的に審査した結果、当該法人を豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの指定管理者としてふさわしいと判断した。</p> <p><b>【参 考】</b> ○審査詳細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">選定審査項目・主な評価ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">●基本姿勢等</td> <td colspan="2">法人の基本理念、施設運営にあたっての基本方針等、人権の視点を踏まえた施設運営、環境への配慮の取組み、高齢者保健福祉・地域福祉の向上を図っていくための取組み</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">配点</td> <td style="text-align: center;">採点</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">150 点</td> <td style="text-align: center;">145.00 点</td> </tr> </tbody> </table>		選定審査項目・主な評価ポイント			●基本姿勢等	法人の基本理念、施設運営にあたっての基本方針等、人権の視点を踏まえた施設運営、環境への配慮の取組み、高齢者保健福祉・地域福祉の向上を図っていくための取組み			配点	採点		150 点	145.00 点
選定審査項目・主な評価ポイント														
●基本姿勢等	法人の基本理念、施設運営にあたっての基本方針等、人権の視点を踏まえた施設運営、環境への配慮の取組み、高齢者保健福祉・地域福祉の向上を図っていくための取組み													
	配点	採点												
	150 点	145.00 点												

	<p>●施設におけるサービス サービスの質の確保、事故防止対策・苦情相談の体制、入所者の日常的な処遇計画等、入所者の自立支援、入所者の介護及び特定施設に対する考え方、業務継続の取組、確保可能なサービス水準</p> <table border="1"> <tr> <td>配点</td> <td>採点</td> </tr> <tr> <td>270点</td> <td>241.83点</td> </tr> </table>	配点	採点	270点	241.83点
	配点	採点			
	270点	241.83点			
	<p>●危機管理体制等 緊急時の対応（災害等）、虐待防止・身体的拘束等廃止のための方策、新型コロナウイルス感染症対策、衛生管理・感染症予防対策、個人情報保護体制及びプライバシーへの配慮</p> <table border="1"> <tr> <td>配点</td> <td>採点</td> </tr> <tr> <td>150点</td> <td>147.50点</td> </tr> </table>	配点	採点	150点	147.50点
	配点	採点			
	150点	147.50点			
<p>●地域連携、地域への貢献 地域との連携・交流方策、地域に必要な公共サービスの提供、ボランティア等の受入体制</p> <table border="1"> <tr> <td>配点</td> <td>採点</td> </tr> <tr> <td>130点</td> <td>122.50点</td> </tr> </table>	配点	採点	130点	122.50点	
配点	採点				
130点	122.50点				
<p>●従事者への配慮 職員の配置体制、雇用環境、ハラスメント対策、労働関係法令の遵守</p> <table border="1"> <tr> <td>配点</td> <td>採点</td> </tr> <tr> <td>150点</td> <td>133.75点</td> </tr> </table>	配点	採点	150点	133.75点	
配点	採点				
150点	133.75点				
<p>●財務健全性 法人の財務状況、提案施設にかかる収支計画</p> <table border="1"> <tr> <td>配点</td> <td>採点</td> </tr> <tr> <td>150点</td> <td>112.50点</td> </tr> </table>	配点	採点	150点	112.50点	
配点	採点				
150点	112.50点				
<p>候補者に関する概要</p> <p>候補者概要</p> <p>団体名： 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 所在地： 大阪府箕面市白島3丁目5番50号 代表者： 理事長 行松 英明 設立年月日： 昭和46年3月25日 従事者数： 2,642名 基本財産： 23,752,592,857円 主な業務内容： &lt;第一種社会福祉事業&gt; 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、軽費老人ホーム、障害者支援施設の経営 &lt;第二種社会福祉事業&gt; 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業、老人福祉センター、老人短期入所事業、老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人介護支援センター、障害福祉サービス事業、移動支援事業、地域活動支援センター、生計困難者に対する支援相談事業、小規模多機能型居宅介護事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、一般相談支援事業等の経営 &lt;その他&gt; 地域包括支援センターの経営、訪問介護員養成研修事業、介護予防事業、企業主導型保育事業等</p>					

市議案第 1 2 8 号

大阪府都市競艇企業団の規約変更に関する協議について

大阪府都市競艇企業団規約を次のとおり変更することについて、堺市、岸和田市、東大阪市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市及び寝屋川市と協議するものとする。

令和 4 年（2022 年）11 月 29 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

大阪府都市競艇企業団の規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により提案するものである。

## 大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和 27 年 8 月 11 日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

### 大阪府都市ボートレース企業団規約

第 1 条及び第 2 条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大阪府都市競艇企業団規約現行・変更案対照表

\_\_\_\_\_は変更箇所

現行	変更案
<p><u>大阪府都市競艇企業団規約</u> (名称)</p> <p>第1条 この企業団は、<u>大阪府都市競艇企業団</u>という。 (企業団の事務)</p> <p>第2条 <u>大阪府都市競艇企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。</p>	<p><u>大阪府都市ボートレース企業団規約</u> (名称)</p> <p>第1条 この企業団は、<u>大阪府都市ボートレース企業団</u>という。 (企業団の事務)</p> <p>第2条 <u>大阪府都市ボートレース企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。</p>